

結城市中心部における社会集団の変容

中川 正・松井圭介・田中達也・三木一彦
櫻井 誠・中村匡輝・小野寺淳

I はじめに

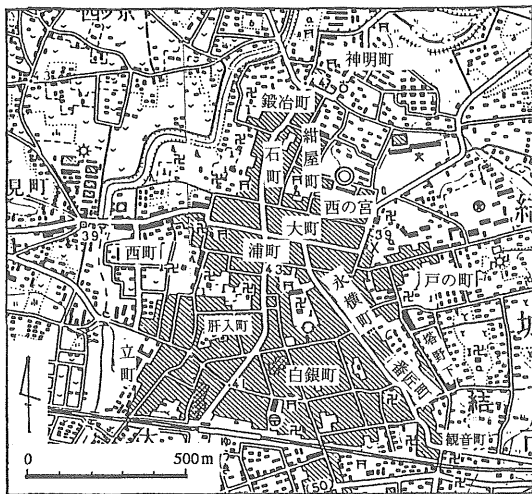
都市内部には、都市社会を形成する様々な社会集団が存在し、彼らの行動がその都市の地域特性を生み出している。例えば、商店会という社会集団は、その都市の商業活動の中心的な担い手であり、彼らの活動はその都市の商業を分析する際の重要な研究課題である。都市地理学の研究はこれまで、当然のことながら都市の経済活動を中心に考察されてきた。しかし、現代の都市の多面的な性格をみると、都市がもつ文化的側面にも研究の照射を向ける必要があると考えられる。

地理学で扱う都市の文化とは、都市を基点に空間的に拡散される生活文化である。都市住民の生活文化は、都市内部にとどまることなく、その周囲の農村部にも影響を与えてきたし、現代ではこうした側面がさらに加速化されている。その顕著な例は都市の祭礼であり、現代の都市祭礼は単に宗教的な行事ではなく、都市の経済的、社会的側面と密接に絡み合いながら、都市を中核とする地域イベントへと変質しつつある。このような都市祭礼の変質をみるまでもなく、地理学は都市のもつ文化的側面を研究対象の中に取り込むべきである。すでに都市社会学や都市民俗学では、それぞれの観点から都市文化を考察しているが、地理学では以下のような観点からの研究を行なう必要があらう。

第一には、都市文化の担い手となる社会集団の形成とその変化を考察することである。都市住民

は町内会、商店会、老人会、子供会などのコミュニティを組織しており、また一方で様々な宗教組織や文化的サークルにも加入している。これらの組織が、都市の経済的変動の中でいかに形成され、再編成されるのか、そしてこれらの地域組織がどのような文化的活動を担うのかを考察することである。第二に、都市周辺のみならず、都市文化が他の地域とどのような関わりをもつのかを明らかにすることである。このことは、都市文化が商業活動の中で広く伝播する性質をもつことは歴史的事実であり、また現代においてもマスメディアによる空間的拡散が日々行なわれているからである。

このような2つの大きな課題に対して、本研究では茨城県結城市を対象に（第1図）、日本の地方小都市における都市文化の担い手となる社会集団の考察を行なう。この理由は、都市社会の文化を空間的に考察する際に、都市内部に形成された様々な社会集団の文化的活動、都市内部における彼らの集団形成の分析が不可欠な課題となるからである。この際には、社会集団の成立とその変化をできる限り追求し、都市の経済的変動の中で考察するという方法を用いた。結城市は城下町起源の都市であり、その歴史の中で新たに成立した社会集団もあれば、すでに消滅した社会集団もある。村落と比較して、人間の流動性が高い都市という性格によって、今日まで継続している社会集団においても、質的な変化や再編成が繰り返されてきたことは、想像に難くない。また、歴史的变化を



第1図 研究対象地域

(国土地理院発行2万5千分の1地形図
「下館」(1986年修正)図幅、同「小山」
(1986年修正)図幅を使用)

追求するために、様々な社会集団の中でも、必然的に宗教組織の分析に比重を置く必要があると考えられる。

このような観点から、本稿ではまず都市結城の起源とその変遷の中で、城下町の有力商人を中心とした社会集団の形成とその変化を把握し、次に明治期以降における自治組織の変遷の中で主に町内会の変化を明らかにする。これらの成果の上になつて、都市祭礼の担い手である様々な宗教組織の変遷の解明をし、現代に至るまで都市祭礼がどのような社会集団によって担われてきたかを明らかにしようとするものである。

Ⅱ 結城城下町の起源とその変遷

Ⅱ-1 結城町の起源

中世を通して、結城地方は結城氏の支配下にあった。1440年(永享12)の結城合戦以降、1600年(慶長5)に結城秀康が越前に転封されるまで、現在の市街地の北東にある結城城が結城氏の本拠であった。戦国期における結城城下の様子を伝える史料である「結城氏新法度」には、城下の町として、宿・西の宮・三橋・大谷瀬・玉岡・人手が

あげられている¹⁾。戦国期においては、現在の市街に継続する町は形成されておらず、個々独立した町が結城城の周辺に散在していた。現在の市街に継続する近世結城町の起源は、1592年(天正20)頃に建設されたとする説が有力である²⁾。結城氏の家督を継承した羽柴秀康のもと、東西にのびる3条の道を基本に町立てされ、同時に旧来の町やその他の場所にあった寺院・寺社が移転してきた(第1表)。これらの町や寺社は御朱印堀(御免地堀)によって囲まれ、その内部は地子免除の特権をもっていた。

近世の結城町には、「結城十人衆」と称される重立衆が存在した。近世結城町の町政は、町名主を務める彼らを中核とした自治組織によって運営されていた。「結城十人衆」の構成は、高德仙右衛門・赤荻長左衛門・赤荻市左衛門・早見治郎左衛門・中里作右衛門・宮田彦四郎・和久井長右衛門・宮田助右衛門・宮田孫兵衛・塚原弥左衛門であり、さらにそれに準じる家格として、砂岡治郎右衛門・砂岡久右衛門・荒川市郎右衛門の3家があった³⁾。結城十人衆は、自らの出自を結城氏の越前転封に際して結城に残留した家臣の末裔と称していた⁴⁾。これらの家のうち、中里作右衛門家に関しては、同家に結城氏が発給した知行宛行状が残されており、中世から結城氏家臣として存在していたことがわかる⁵⁾。また、高德氏は結城氏家臣であった直接の証拠はないが、人手町の観音堂に残る観音像の墨書銘に、1613年(慶長18)に高德平左衛門が檀那となって修理が行なわれたことが記載されており⁶⁾、近世初期から有力者として存在していたことがわかる。赤荻家・早見家・塚原家・砂岡家の墓所には、近世初期の宝篋印塔が残っており⁷⁾、これらの家が近世初期から有力者として存在していたことを示している。

十人衆の出自について、中里氏が渡し場であった並木(中村)(現結城市 中)・久保田(現結城市 久保田)に所領を有していたことから、同氏が並木・久保田郷辺に本拠をもち、舟運と関わった土豪的商人であったとする見解がある⁸⁾。中里氏以外にも、同じく十人衆の一員であった宮田氏は

第 1 表 結城城下町の寺院（成立年代順）

寺名	宗派	所在	成立	開基	備考
称名寺	真宗	浦町	建保 4（1216）	結城朝光	下野国，西之宮町より移転。
大輪寺	真言	戸野町	安貞 3（1227）	－（結城晴朝）	常陸国河内郡，人手より移転。
阿弥陀寺	時宗	大切町	建治元（1275）	－	－
金福寺	時宗	西之宮町	正応 2（1289）	－	川木谷より移転。
常光寺	時宗	白銀町	永仁 5（1297）	－（結城晴朝）	他所より移転したともいわれる。
・松源寺	臨済	観音町	建武 3（1336）	結城政勝	結城政勝の御影堂。
釈迦堂	真言	長横町	正平（1346～70）	－（結城政勝）	久保田，中館より移転。牛頭天王社別当。
聯芳庵	臨済	観音町	延文 3（1358）	－（結城基光）	結城直光の菩提所。
妙国寺	日蓮	穀町	貞治元（1362）	－	水野氏の檀那寺。
華藏寺	臨済	塔之下町	貞治 6（1367）	結城直光	年代は大殿建立の年。
安穩寺	曹洞	鍛冶町	応安 4（1371）	結城直光	玉岡より移転。
光福寺	真言	西之宮町	長祿元（1457）	－	成立年代はこれ以前と推定される。
孝顕寺	曹洞	立町	永正12（1515）	結城政朝	西玉岡（永正塚）より移転。
弘経寺	浄土	西町	文祿 4（1595）	結城秀康	飯沼，下妻，西之宮町より移転。
・宝珠院	真言	戸野町	－ 寛永10（1633）	－	現在は山川山王にあり。
・乗蓮院	真言	浦町	－ 寛永10（1633）	－	－
・大泉院	真言	穀町	－ 寛永10（1633）	－	常福寺とも号す。
・密語院	真言	浦町	－ 寛永10（1633）	－	－
・宝光院	真言	浦町	－ 寛永10（1633）	－	不動堂別当。
・妙藏院	真言	戸野町カ	－ 寛永10（1633）	－	－
・護摩堂	真言	番匠町	－ 寛永10（1633）	－	－
・巖桂庵	臨済	塔之下町	－ 慶安元（1648）	－（結城基光カ）	現在は華藏寺に合併される。
・医王院	真言	西之宮町	－ 慶安 2（1649）	－	薬師堂別当。
・六本寺	真言	寺町	－ 慶安 2（1649）	結城朝光	現孝顕寺他より移転。
・金剛院	真言	西之宮町	－ 慶安 2（1649）	－	－
・般若院	真言	浦町	－ 慶安 2（1649）	－	大輪寺門前。
・覚窓庵	曹洞	戸野町	－ 慶安 2（1649）	－	－
・無垢庵	曹洞	鍛冶町	－	－	－
・神宮寺	天台	西之宮町	－	－	住吉社別当。
・上ノ坊	山伏	西之宮町	－	－	－
覚照寺	真宗	白銀町	－	－	－
・清光院	真言	紺屋町	－	－	－
・多聞寺	真言	木町	－	－	毘沙門堂別当。
・寿慶庵	曹洞	鍛冶町	－	－	－
・長全院	曹洞	紺屋町	－	－	虚無僧の宿。
・常法院	山伏	白銀町	－	－	－
・不動院	山伏	白銀町	－	－	－
・天王院	山伏	白銀町	－	－	－
・中常	山伏	白銀町	－	－	－
・常法院	山伏	戸張町	－	－	－
・大法院	山伏	観音町	－	－	－
・貴法院	山伏	観音町	－	－	－
・（山伏）	山伏	鉄砲町	－	－	－
・（行者）	山伏	神明町	－	－	－
・薬師堂	不詳	大切町	－	－	－

注）・は現存せず。年代欄の | | 内は文書への初出年代。成立年代は，結城に移転した年代とは一致しない。開基欄の（ ）内は関係の深い人物をそれぞれ指す。

（結城市史編さん委員会編（1983）：『結城市史 第 5 巻 近世通史編』，結城市，537～543により作成）

久保田村に居住し、近世には河岸問屋として著名であった宮田家の分かれと伝えている。また、赤荻家に関しては、繁昌塚（現結城市繁昌塚）東南に「赤荻市左衛門元ヤシキ山」がある⁹⁾。近辺の鹿窪（現結城市鹿窪）には近世初頭に赤荻丹波の存在が知られており¹⁰⁾、房山（現結城市房山）から鹿窪にかけての地域が旧来の赤荻氏の在所であったと推定される。鹿窪は関本（現関城町関本）や山川（現結城市上山川）から結城へと到る街道が通っており、交通の要衝であった。中里氏を含めたこれらの事例は、交通の要衝に在所を有し、流通に関与した有力者たちが、結城の町立てに際して移転してきた可能性があることを示すものである。

1637年（寛永14）の「下野国結城郡本郷御検地水帳写」（屋敷検地帳）には、22の分付主が記載されている¹¹⁾。分付主には、作右衛門（中里）・平左衛門（高德）・二郎左衛門（早見）・和久井といった十人衆を構成する町の重立衆の名がみられるほか、六本・たかや（多賀屋）・しんかい（新開）・外記・織部・主水といった後の組名と重複する事例もある。十人衆を含むこれら分付主が、町立てに際して主導的な役割を果たしたと考えられる。彼らの末裔が、その後も町役として町政に関与していったのである。

Ⅱ－２ 近世結城町の景観

近世結城町の景観を考える上で、ここでは1734年（享保19）の結城町絵図を基に作成した第2図を参照する¹²⁾。近世結城町は、御朱印堀（御免地堀）によって囲まれた大町・浦町・西の宮町・石町・鍛冶町・紺屋町・木町・寺町・永横町・大切町・番匠町と、堀の外に位置する戸野町・神明町・西町・立町・肝煎町・白金町・小袋町・塔ノ下町・戸張町・観音町によって構成されていた。近世結城町の中心は、東西にのびる3本の道に沿って両側町を構成する西の宮町・大町・浦町であった。この3町は、それぞれ東から上丁・中丁・下丁に分かれていた。また、盆前・極月には大町で四・九の、浦町で一・六の六斎市が立ってい

た¹³⁾。結城十人衆と呼ばれた町名主は大町上丁とその周辺に屋敷を有しており、この一角が町行政の中心を成していた。絵図からは、町名主の屋敷が他の一般の屋敷と比較して広い敷地を有するとともに、町の範囲に規制されない事例が存在したことがわかる。また、町名主の中には複数の屋敷を各所に有する者もあった。

結城町は寺院・神社が非常に多い町であり、絵図にも多くの宗教施設が描かれている。なかでも、浦町中丁にある牛頭天王社（現在の健田須賀神社）は、結城町全体の鎮守として、町の範囲を越えた信仰の対象となっていた。それ以外にも、多くの神社が各町に散在していた。一方、寺院は石町の西側・浦町の南側に集中している。第1表は近世の結城町に存在した寺院の一覧である。これらの寺院のうち、近世以前に建立された寺院は様々な宗派であり、これらは結城氏によって城下に集められたものと考えられる。これらは、いずれも比較的大規模な敷地をもち、檀家も多かった。ただし、近世結城町においては、真言宗・曹洞宗寺院の数が他宗派の寺院と比較して多かった¹⁴⁾。なかでも鬼怒川・小貝川・田川流域に展開する西の宮門徒の拠点であった称名寺（浄土真宗）や、浄土宗鎮西派の関東十八檀林の一つであった弘経寺（浄土宗）など、結城は戦国期以前から周辺地域の中心となる寺院が存在していた。

他の都市と同様に結城においても、町ごとに特定の寺の檀家に属する傾向はみられない。とくに、近世以前に結城氏によって建立された寺の檀家は結城町の全域に分布し、さらには周辺村落にまで及んでいた。また、称名寺の赤荻家や安穩寺の高徳家など、結城十人衆を構成する町の重立衆が、これら寺院の檀家惣代となる事例もあった。大規模な寺を除いた小寺院も、結城町の各所に存在した。これら小寺院の存在が史料により明らかになるのは近世初期であり、そのほとんどは戦国期以降の結城町の整備とともに建立されたと考えられる。

Ⅱ－3 近江商人の進出と町の変化

ここでは醸造業、とくに酒造業の展開を事例に、町における人の移動と、近世後期から明治・大正期までの町の変化について検討する。結城町における酒造業者の実数とその分布が最初に知れる史料は、1708年（宝永5）の町明細帳である¹⁵⁾。これには、大町10軒・浦町2軒・西の宮2軒・石町2軒・戸野町と永横町が各1軒ずつの計18軒の酒造業者が記載されている。18軒のなかには、大町の次郎右衛門（早見）、作右衛門（中里）、次郎左衛門（砂岡）、戸野町の弥左衛門（塚原）、裏町（浦町）の彦四郎（宮田）といった町の重立衆と思われる名がみられる。

化政期、「石町一件」と称される争いが断続的に起きた。これは、酒・醤油など醸造用の米穀の集荷・販売をめぐる、穀問屋と醸造業者や仲買人とが争ったものであった。この騒動が石町一件と呼ばれたのは、石町に米穀荷請の独占権をもつ穀問屋が集住していたためである。石町一件の最中に作成された1829年（文政12）の「差上申御請書之事」によると、石町と争った醸造業者9人のうち、近江屋の屋号をもつ者は、長兵衛（大切町・酒造）・庄七（浦町・酒造）・忠兵衛（大町・酒造）・久右衛門（大町・酒造）・善右衛門（浦町・醤油醸造）の5人に及んでいる¹⁶⁾。当時の結城町の諸産業のうち、近江商人の進出が最も著しかったのが醸造業であり、結城町における酒造業者の構成は、近江商人の参入によって一変することになった。

醸造業に従事した近江商人のなかでも、古参の部類に入る事例に野間家がある。『蒲生郡志』によると、野間家の結城町への出店は1745年（延享2）のこととされている¹⁷⁾。野間家は大町の中里内蔵にて酒造を行なった。先の史料の近江屋久右衛門がそれにあたる。また、『蒲生郡志』には、1816年（文化13）に西井家が結城に出店したと記載されている。西井家は浦町で酒造を行ない、近江屋庄七と名乗った。石町一件の背景には、近江商人の参入による醸造業の活発化があった。石町一件における醸造業者と石町との対立の要因は、

醸造業者が原料用の米穀を石町の穀問屋から購入せず、生産者から直接購入したことにあった。酒造業者は、穀問屋を通さず直接生産者や春米屋から米を購入する理由として、仕込みが行なわれる秋から冬にかけて集中的に米が必要であり、石町からの購入だけでは不足であること、上品質の酒を生産するために、次米・晩稲ではなく上米が必要であり、石町ではまかないきれないことをあげている¹⁸⁾。17世紀の後半以降、結城町で生産された酒の一部は鬼怒川・利根川水運を利用して江戸へと出荷された¹⁹⁾。近江商人の酒造業への参入の目的の1つに、江戸の市場も対象とした品質のよい酒の生産があったと考えられる。

明治期の結城町における酒造業の重要性を示す史料に、1884年（明治17）の「結城町商況」がある²⁰⁾。ここには、「此地ニ於テ売買ノ最モ盛ニ名声ノ最モ盛ナルモノハ穀米ト結城紬並ニ結城木綿ナリ此三物産ハ実ニ結城町ノ盛衰汚隆ノ関係スル所ナリ」と記載されており、米穀と紬木綿が当時における結城町の代表的な特産物であったことがわかる。しかし、同史料中の「結城町売買金ノ大ナルモノ物名調」では、商金高の最も大きいのは米雑穀の85,228.40円であり、次いで清酒造の62,503.783円が続いていた。また、紬木綿は38,818.354円で第3位であった。明治期になると、酒造業は結城町における基幹産業となっていたことがわかる。「結城町商況」の「一ヶ年商金高五千円以上ノ商人姓名表」には、結城町の酒造業者5人が記載されている（第2表）。近江屋を屋号

第2表 結城市における商金高5,000円以上の酒造業者（清酒）（1884年）

姓 名	屋 号	見世所在地
野間登免	近江屋	大町283番地
小西吉太郎	井筒屋	浦町696番地
平田治平	近江屋	大切町784番地
吉沢元吉	井筒屋	大町251番地
西井新兵衛	近江屋	浦町624番地

（「明治17年結城町商況」より作成）

とする野間・西井・平田家をはじめ、井筒屋を屋号とする小西・吉沢両家も近江商人であった。明治期に入り、結城町の主要な造酒業者は、全て近江出身者によって占められるに至ったのである。

結城町で最大の酒造業者であった野間家は、1902年（明治35）に国元に引き揚げ、その跡は小西家に引き継がれた。西井家も1883年頃に酒造業を廃業した。大正期に酒造を行っていたのは、小西（天王蔵・内蔵）・安井・保坂・浦里の各酒造であった。安井酒造は近江商人の出自をもち、石町に醸造所を有していた。保坂酒造は、幕末に越後国から移転し、浦町下丁に醸造所を構えた。浦里酒造の醸造所は西町にあった。

大正期の結城町の景観を伝える史料に1913年（大正2）の「結城町市街明細地図」がある（第3図）。この図は「附商工業名家案内」と銘打たれており、当時の結城町の産業が示されている。結城停車場から北へ進む宇都宮街道沿いは、各種商店が軒を列ね、結城町で最も商店の密集した地域となった。1889年（明治22）の水戸鉄道開通・結城停車場の開業以降、この地域は新しい商業地域として発展した様子が看取される。これに対して、旧来からの結城町の中心部に特徴的なのは、小西酒造の天王蔵・内蔵・東蔵である。近世において町名主の屋敷が集中していた地区は、明治期には酒造施設が立地する地区へと変化した。

大正期以降、結城町における酒造業は停滞期を迎え、1941年（昭和16）の企業整理により、保坂・浦里酒造を除く他の醸造所が廃業を余儀なくされた。結城町における酒造業の中心的な役割はここに終わりを告げた。明治・大正期における結城町最大の酒造業者であった小西酒造天王蔵の敷地跡は、結城市に委譲され、公民館・公園となり現在に至っている。

Ⅲ 結城中心部における自治組織の変遷

Ⅲ-1 コミュニティーとしての町内会

1500年代の城下町建設以来、結城では様々な空間的単位のみとまりが伝統的に引き継がれてきた。牛頭天王社（健田須賀神社）の祭礼である祇

園祭は、結城城下町全体を単位とする行事であり、結城全体の地域的結びつきを維持する役割を担っていた。しかし浦町、大町、西の宮町などの「町」が、より小さなコミュニティの基礎単位として、地域住民によって伝統的に認知されてきた。

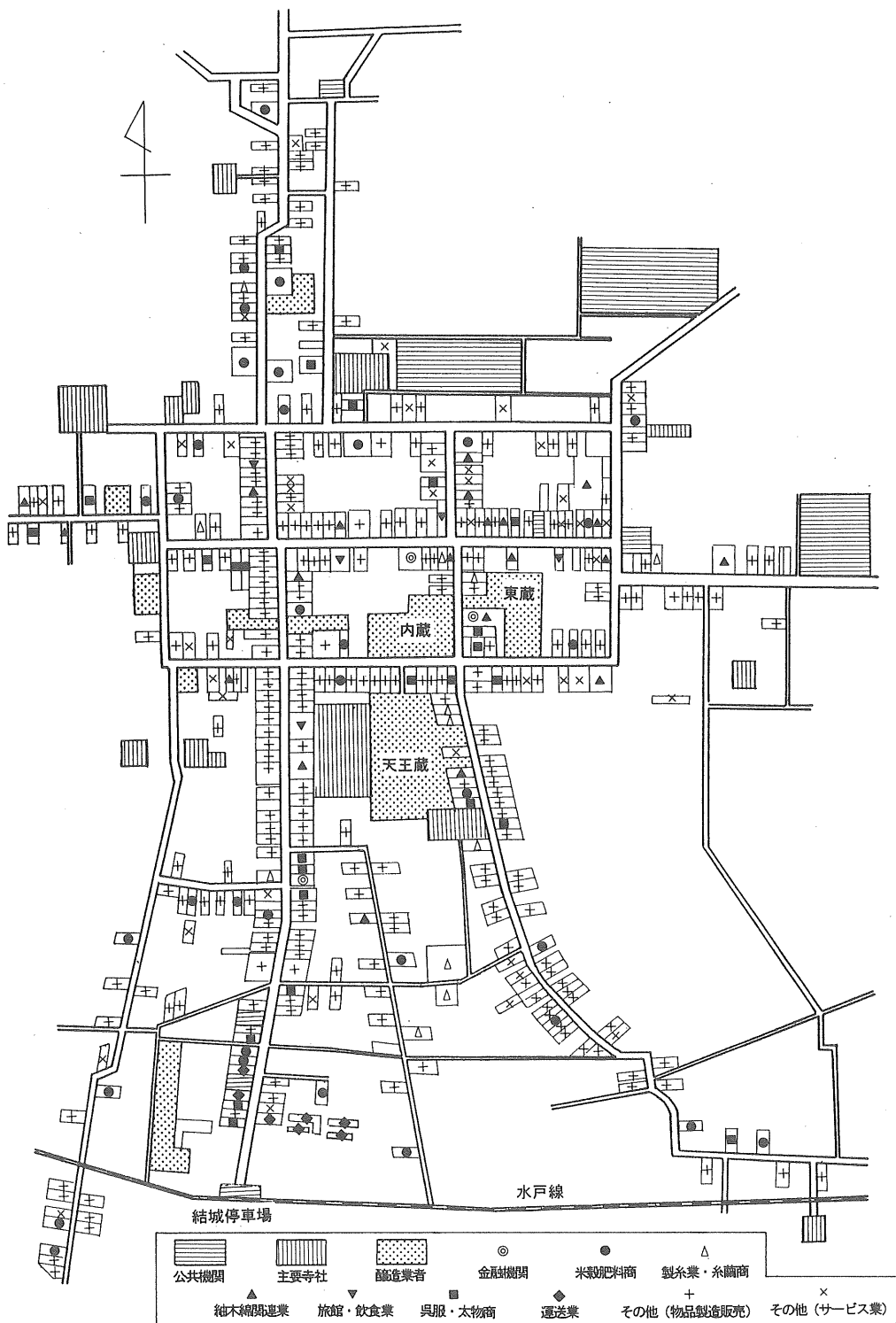
近世の結城城下町における町は、行政の末端組織としての機能と同時に、地域住民の相互扶助組織としての機能も有していた。近世以来、町を単位として、年齢階梯や性別によって分けられたサブグループが組織され、それぞれのニーズや適正に合わせて役割分担され、町内全体としての相互扶助が成り立っていた。それらは、現在の青年会や婦人会、老人会、子供会へと受け継がれており、これらの行政主導の様々な生活組織は、町内会の空間的範囲を基礎として編成されてきたといえる。このように、町内会の範囲は、地縁組織の基本的単位となっており、町内会は様々な生活組織のなかでも、中心的な役割を果たしてきた。

このような町内会が、どのようにコミュニティとして機能し、いかなる変化を経てきたのかを理解するために、町内会に関する史料や聞き取りを通して、明治・大正期の浦町、および1995年現在の西の宮町を事例に検討する。

Ⅲ-2 明治・大正期の町内会―浦町を事例として

近世における町名主を中心とした町の運営は、おそらく明治中期以降に、選挙で選ばれた人々の手に引き継がれるようになったと考えられる。すでに1903年（明治36）には、選挙の方法などを含めた町の運営規約が定められていたからである。本節では、1903年（明治36）と1924年（大正13）という2つの年次における浦町の「町内申会規約」の比較を行ない（第3表）、明治・大正期の結城における自治組織の一側面を明らかにする。浦町は近世以来、商家の多い地区であり、大規模な家も多かった²¹⁾。

第3表によると、明治・大正期を通して役員の選挙権・被選挙権を有するのは、選挙権が町費額百円に対し金二銭以上の負担者（町費負担率0.2%



第3図 大正期における結城町の景観（1913年）

注）原図に縮尺が示されていないため本図でも縮尺を省いた。

（「結城町市街明細地図」より作成）

第3表 明治・大正期における浦町申合規約の変化（1903，1924年）

	1903年（明治36）	1924年（大正13）
組織形態	・管理者正副2名，協議員5名，事務員3名。 ・管理者が町務を管理。 ・協議員選挙権は町費額百円に対し金二銭以上の負担者（町費負担率0.2%以上）。同じく被選挙権は3%以上。 ・管理者は協議員の互選，事務員は選挙権・被選挙権とも町費負担率0.2%以上で選挙。 ・町費負担率0.2%以上の者はすべて祭事員。 ・役員に対する罰則規定なし。 ・役員の勝手な辞任を禁ずるものの，罰則規定なし。	・協議員5名，町務員30名，年度事務員3名。 ・協議員が町務を管理。 ・町務員は選挙権・被選挙権とも町費負担率0.2%以上。 ・協議員・年度事務員とも町務員の互選。 ・祭事員に関する規定なし（細則に規定の可能性あり）。 ・協議員・町務員は，ふさわしくない行動があった場合，町務員総会で除名。 ・役員の勝手な辞任は，1ヶ年町費倍額徴収。
町費	・賦課対象は町内居住者。 ・予算は7月に役員会議で決定。 ・過剰金は管理者へ預入。不足金は管理者が貸付。 ・町費課目は消防費・祇園祭費・秋季祭費・臨時費・雑費・備品費。 ・町費の賦課等級は，事務員と同等の選挙による15名の調査委員が決定。	・賦課対象は町内居住者，および町内に土地・建物を所有する者。 ・予算は6月に町務員会で決定。 ・過剰金は翌年度に繰越。不足金は一時借入。預入・借入については町務員会に報告。 ・左に加えて，衛生費・道路下水費。 ・15名の調査委員は町務員と同様に選出され，その決定に異議申立はできないと規定。
その他	・火番を冬季に行なうことを規定。 ・町内に消防委員がいる。 ・細則なし。	・火番に関する規定なし（細則に規定の可能性あり）。 ・町内に消防委員・衛生委員があり，それぞれ結城町の消防組合・衛生組合に所属。 ・消防・衛生・祭礼・道路下水・町費賦課・選挙の各細則を規定。

（結城市公民館所蔵文書「浦町申合規約」（1903年，1924年）により作成）

以上），被選挙権が同じく3%以上の町費の負担者に限られていた。しかしながら，大正期になると，役員として町務員30名を選出し，この町務員の被選挙権に関する町費負担率は0.2%以上へと低減された。組織の管理は，管理者個人から協議員の集団へと移行され，役員に対する罰則規定の導入と合わせ，大正期の管理強化は，2つの年次間に会計運営において何らかの問題が生じたことを推測させる。この結果，より多くの人々が町の運営に参加する形へと規約が改定されている。

町費の支出項目をみると，健田須賀神社の祇園祭（夏祭り）と秋祭りに対する費目があげられて

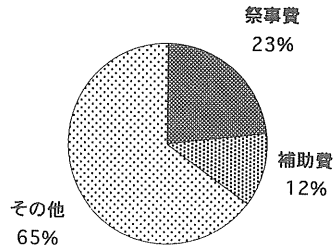
いる。町会の年度が祇園祭に合わせて6月または7月に始まることと併せて，祭の挙行が町内会の運営にとって，重要な意味を持っていることがわかる。その他の項目をみると，明治期の火番や大正期の衛生費・道路下水費についての規約は，結城町内における1902年（明治35）の火事や，大正期の伝染病流行の影響を受けて定められたものと推察される。また大正期の規約から，消防組や衛生組合がすでに存在していたことも看取される。なお，結城町の納税組合は昭和初頭に生まれており，それ以前には税金の徴収は町役場が直接行っていた。

以上検討してきたように明治・大正両期の規約を比較すると、全体として大正期には条項が増えて、その定めるところは細部にわたり、町内会という自治組織が徐々に町の人々の生活に密着するようになったことがわかる。町内会は、第2次世界大戦中には常会、戦後は町費納入額に応じた参加制限などは撤廃され、全世帯が参加する形態へと変化した²²⁾。

Ⅲ-3 現在の町内会—西の宮町を事例として

現在の、西の宮町の町内会の組織は以下のようである。町内会の運営にあたる役員は評議員と呼ばれ、町内各世帯の世帯主の中から27名が選出される。選出は、町内の全世帯主を対象とする選挙に基づいて行なわれる。全世帯主名が記載された投票用紙が配布され、このうち20名に丸印をつけて提出する。この結果、得票数順に上位27名が町内会評議員として、町内会の運営にあたることになる。任期は3年である。町内会長（1名）は、評議員の互選である。会長は、副会長を上町、中町、下町の各町から各1名（計3名）任命する。副会長の他に、会計（1名）、会計監査（2名）、書記（1名）がそれぞれ会長に任命される。これら会長、副会長、会計、会計監査が、町内会の役員と呼ばれ、町内会運営における執行部の役割を担うこととなる。さらに残りの評議員は3組に分けられ、各組が町内の行事と祭礼を1年交代で担当する。担当となった年度の評議員は年番と呼ばれ、祭礼を始めとする町内会の実務の遂行を担うこととなる。明治・大正期とは異なり、現在では町内に居住する全世帯が町内会の運営に携わることが可能であるが、町内のいわゆる旧家から評議員が選ばれる場合が多く、中には半世紀近く町内の要職を務めている人もいる。

西の宮町の町内会費は、世帯毎に自己申告によって金額が設定されている。金額には5段階あり、高い方から順に一ヶ月あたり、1,500円、1,000円、800円、700円、500円となっている。これらは、おおむね家格に添って決められており、新興のサラリーマン世帯は、一律500円である。

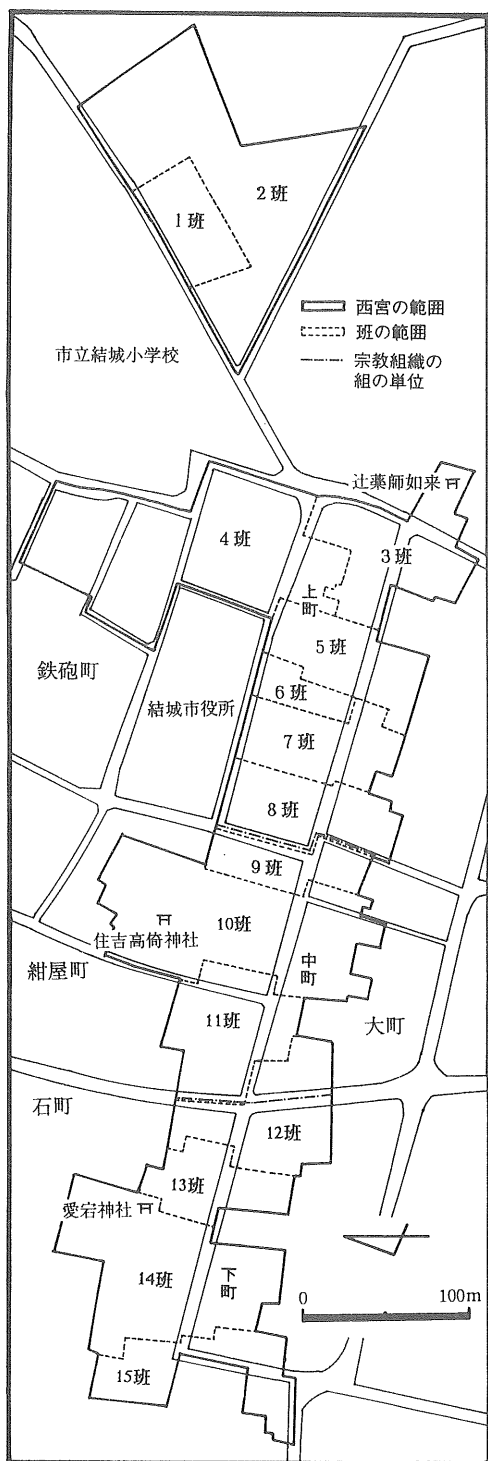


第4図 結城市西の宮町会の支出に占める祭事費の割合（1991年）
（鈴木四郎氏所蔵「住吉神社会計」より作成）

これは町会費の20%以上が健田須賀神社の祭事費で占められており（第4図）、商店経営者ら祭礼によって直接利益を享受する世帯と区別する意味もあった。しかしながら、町会費の段階化は同時に各世帯間における町内会への参与意識の差異を作り出しているとも考えられる。

西の宮町の行政組織は、班がその最小単位である。1995年現在、世帯数は156世帯であり、15の班に分かれている（第5図）。班を単位とする活動としては、結城市からの案内を伝達する回覧板と、葬式の際の近隣互助が主なものである。西の宮町の町内会は、上・中・下町の3組に区分されていたが、現在では町内の東部に新しい班が設けられたこともあり、15の班は1～5班、6～10班、11～15班の3つの組に分けられ、それぞれの組から町内会長の指名により、代表が1名置かれる。この代表は、班長が兼任することもある。市から来る案内は、まず町内会長に伝達される。町内会長は各組の班代表に伝達し、各組の代表から各班の班長に回覧板がわたされる仕組みとなっている。各班の班長は、1年交代の輪番制である。

このような町内会を範囲とするコミュニティは、自治的・互助的まとまりとしてだけでなく、第V章で述べるように、年中行事や祭礼においても主要な単位となっている。



第5図 結城市西の宮町の町内会組織の範囲
(1994年)
(聞き取りより作成)

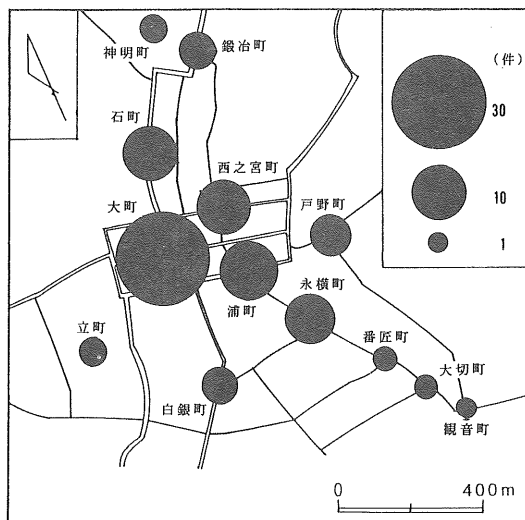
Ⅳ 結城城下町における宗教組織とその変容

Ⅳ-1 地縁による宗教組織

1) 鎮守とその祭礼組織

一般に、近世における神社は、寺が別当を務めることが多く、結城においても神主のいた神社は浦町の牛頭天王社と戸野町の西の宮大明神（現恵比寿神社）の2社にすぎなかった²³⁾。結城町の鎮守であった牛頭天王社でも、神主が奉職していたにも関わらず、明治期に入るまで永横町の釈迦堂が別当を務めていた。

1752年（宝暦2）の「牛頭天王奉加無尽帳」によって、当時、牛頭天王社へ寄進した人々の分布を示したのが第6図である。これによれば、寄進者は大町に圧倒的に多く、結城十人衆などの重立衆をはじめとする大町の有力な町人が牛頭天王社を支える中心になっていたことが伺える。また、このとき結城城主から金100両の寄進をうけており、城内からも結城城下町の鎮守として認識されていたといえる。このように近世の牛頭天王社は、結城の鎮守として、とくに武士や有力な町人の信仰を集める存在であった。



第6図 牛頭天王社への町別寄付件数（1752年）
(赤萩和弥家文書「牛頭天王奉加無尽帳」より作成)

牛頭天王社（須賀神社）は、1870年（明治3）に小埜（現結城市結城上小埜）にあった健田神社と合社し、健田須賀神社となった。健田須賀神社の神輿新設に関する1891年（明治24）の寄付帳を見ると、野間家や小西家といった造酒屋がもっとも多額の寄付を行っており²⁴⁾、第Ⅱ章でみたような町の有力者の交替が、鎮守の担い手の変化にも反映されている。

この健田須賀神社の最大の祭が、旧暦の6月11日から18日まで行なわれた祇園祭である。この期間、大町の天王屋敷を神輿の旅所とし、その神輿が神社と旅所との往復に城下の各町を巡行する。1872年（明治5）には、22か町の総代として、大町・浦町・西の宮町・石町が運営にあたり、祭の費用もこの4か町で負担していた²⁵⁾。この4か町は、近世の結城における有力な町であることから、近世にも祇園祭はこの4か町を中心に行なわれた可能性が高い。そして祇園祭の挙行は、これら4か町の権威を高める役割も果たしていたと思われる。また、明治期から第2次世界大戦前まで、神輿とは別に、大町と浦町が祇園祭に屋台を出しており、とりわけこの2つの町が祇園祭を支えていたといえる。

2) 町単位の宗教組織

結城城下の各町にはそれぞれ堂社があり、檀家をもたない小寺院が堂社を管理していた。小寺院の大部分は今日、寺院としては残っていない。しかし、その一部は、木町の毘沙門堂や西の宮町の薬師堂のように堂として残っており、檀家をもつ寺院よりもむしろこのような堂が、人々の日常的な信仰を集めていた。小寺院の宗派に関して、真言宗や山伏の割合が高いことは、これらの小寺院が加持祈祷などの活動で人々の生活と深く関わっていたことを示唆している。これらの堂社はおもに町単位で祀られ、日待が行なわれる場になっていた。結城では日待の存在を示す石造物が17世紀後半からあらわれ、永横町の釈迦堂に1673年（寛文13）、鍛冶町の安穩寺に1689年（元禄2）の十夜塔が残されている²⁶⁾。

木町の毘沙門堂は、その位置からおもに大町の

人々によって祀られ、とくに18世紀後半から19世紀前半の石造物が多く残されている²⁷⁾。史料によれば、この毘沙門堂は1683年（天和3）に建てられ、1691年（元禄4）と1734年（享保19）に開帳されており²⁸⁾、すでに近世中期には人々の信仰を集めていたことがわかる。毘沙門堂の日待は旧暦の11月3日に行なわれ、明治期に入ってもこの「毘沙門まち」は賑やかであったと伝えられている。一方、毘沙門堂とはほぼ相対する位置にある西の宮町の薬師堂では、1月、7月の14日に日待が行なわれていた。薬師堂は西の宮町のうちの上町で祀られている。以前には、どちらの日待にも山伏が参加していたといわれており、近世にはそれぞれの堂を管理する多聞寺や医王院に住む山伏ないし僧侶が、町の堂の日待をとり仕切っていたことが推察される。

結城の中心部にあたる大町や西の宮町以外の町でも、町単位での日待が多数存在していた。紺屋町の清光院跡には、1739年（元文4）の地藏像と、1708年（宝永5）・1756年（宝暦6）の2基の観音塔があり、第2次世界大戦直後まで、男性が地藏講、女性が観音講の日待を行っていた。これらの石造物の年代から、遅くとも18世紀に入る頃には、結城城下の各町でこうした日待が始まっていたと考えられる。また、こうした堂社は、町の人々が相談などで集まる場所としても機能しており、宗教面だけでなく、生活全般にわたる町のよりどころであった。

Ⅳ-2 宗教組織の変容

1) 町単位を越える宗教組織

近世後期以降、ひとつの町で祀られるだけでなく、複数の町々から信仰を集める堂社が結城にあらわれる。例えば、西の宮町の愛宕神社は、西の宮町の下町で管理されており、結城の他の堂社と同じように西の宮町で日待（毎月24日）が行なわれていた。一方、西の宮町の北隣にある石町の一部では、明治期に町内の酒造業者から起こった火事を契機として、愛宕講を結成し、この愛宕神社から毎年札をうけるようになった²⁹⁾。つまり、

愛宕神社は西の宮町と石町の別々の組織によって祀られたことになる。とくに、愛宕神社に対する信仰の拡大が、酒造業という産業の展開と結びついていたことは注目に値する。なお、この愛宕神社は1903年（明治36）の本殿修復の際に、西の宮町・石町・大町・浦町・西町・紺屋町・戸野町の7か町の人々から寄進を集めており³⁰⁾、西の宮町・石町以外の町々にも信仰が受容されていた。愛宕神社はその御利益から、火を用いる職業の人々の信仰をも集めており、例えば、菓子業者たちは1927年（昭和2）に鳥居を奉納している。

愛宕講と比べ、より広域的に組織されたのが観音町にある人手観音を信仰する観音講である。人手観音は安産・子育ての神とされ、女性の信仰を集めてきた。この人手観音の境内には1849年（嘉永2）に女人講中が奉納した石造物がある。そこに刻まれている女性の名前の大半には屋号が付いており、講の構成員には商家の者が多かったことがわかる。在所別の内訳は、浦町18名・大町8名・永横町6名・番匠町3名・白銀町1名となっており、すでにこの時点で浦町を中心に観音町以外の町の人々が講に加わっていた。現在では、各町に住む講の世話人が、その町の札をまとめてうけることになっており、結城市内を中心に約1,500人の講員がいる。

2) 参拝講

結城町内にある寺社を対象とする講だけでなく、結城の外部にある寺社に参拝するための講も数多く結成された。現在も木曽御岳、三峰山、成田山、善光寺などへの参拝講が組織されている。

このうち、今日の結城においてとりわけ盛んな参拝講として、木曽御岳講と三峰講があげられる。木曽御岳講は、結城十人衆の一人であった中里作右衛門（1844年（天保15）没）が創始したものであり、夏を中心に御岳参拝を行なっている。現在、正式名称を木曽御岳本教関東巴講本祠教会と称し、結城だけでなく関東各地に講員が分布している。この関東巴講に属する先達（祝詞を自分であげることができる宗教者）は約180名おり、このうち結城市内に約40名が在住している。また、神

明町には御岳神社があり、関東巴講によって各種の祭礼が行なわれている。一方、三峰講は、結城平和講と称し、東京からの来住者によって大正期に始められたものである³¹⁾。結城平和講は、原則として講員全員で毎年5月に三峰山参拝を行ない、火防の信仰が中心となっている。講員は、白銀町・国府町・肝入町・立町・西町・戸野町・大橋町など城下の南部・西部の地区に多く、これらの町では、町単位で世話人が選ばれている。白銀町や国府町は明治期の鉄道開通以後に発展した町であり、この三峰講講員の分布は、講発足の経緯とあわせて、三峰講が相対的に新しく結城に移り住んだ人々を中心としたものであることを示している。

この他、現在は消滅したものの、近世には伊勢講など各種の参拝講が、結城に存在していた³²⁾。また第2次大戦期までは、富士講が盛んであった。立町には以前、富士行者が住んでおり、行者のいた家の地内には富士塚が残っている。そこに建てられている1913年（大正2）の「富士浅間大神碑」には、建碑賛成者として小西吉太郎・中沢清八・奥沢庄平といった当時の有力者たちが名を連ねている。また大町には浅間神社があり、明治期から昭和初期にかけての石造物がいくつかみられ、この時期に富士講の活動が盛んであったことを示している。

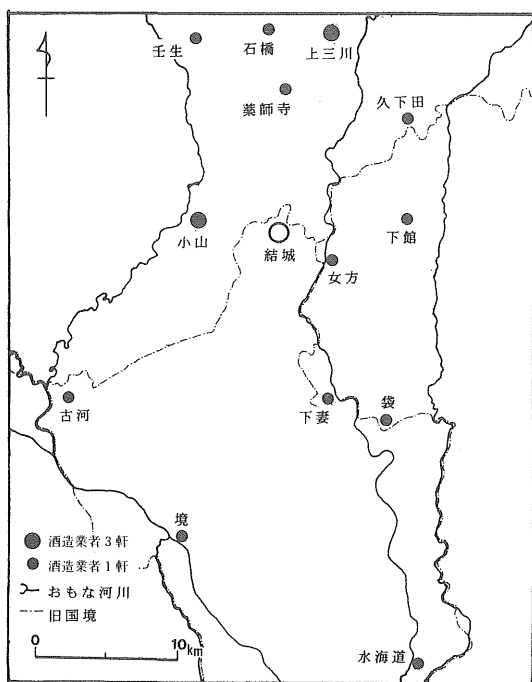
これらの参拝講の構成員の分布は城下の広い範囲にわたり、結城市外にまで及ぶものもあった。しかし一方で、三峰講にみられるように、こうした参拝講は、ときとして町を単位として組織されていた。このことは前節の観音講に関しても同様であり、全町にわたるような宗教組織の中にも、町を組織上の基本単位としているものがみられる。

3) 同業者講

地縁ではなく、職縁をもとにした講も古くから存在した。結城における重要な産業のひとつであった酒造業者が組織したのが松尾講であり、第2次世界大戦直後まで、西の宮町の松尾神社を祀っていた。1747年（延享4）の史料によれば、

結城町の酒屋仲間で松尾講を組織し、7軒の蔵がこれに加入していた³³⁾。また史料によれば、この松尾講は結城以外の酒造業者からも金銭を集めている。この酒造業者の分布を示したのが第7図である。同業のつながりから生まれた松尾講が、かなり広い範囲にわたる同業者とも、職業を媒介とする信仰的関連を有していたことがわかる。

同業組合的な講が今日まで続いている例としては、大工や鳶職の人たちによって組織されている太子講があげられる。このうち大工の太子講は10月22日に行なわれ、結城市建设協同組合に加入する業者のうち、結城町内のものが数十名参加する。現在、この太子講のときに掲げられる聖徳太子の掛け軸には1870年(明治3)の銘が入っており、当時は数名の親方だけで講を行なっていたと伝えられている。なお、先にも取り上げた1891年(明治24)の健田須賀神社への神輿寄進には、大工10名で一括して金5円を寄進しており³⁴⁾、太子講



第7図 結城の松尾講に寄付した他町村の酒造業者(1748年)
(結城市公民館所蔵文書「松尾講」より作成)

以外にも同業者単位で活動していたことがわかる。

また、健田須賀神社の祇園祭の際に、神輿を先導する役目をもつ猿田彦を演じる人々が集まって、猿田彦信徒会を結成している。信徒会は祇園祭が終わった後、栃木県の古峰神社に参拝し³⁵⁾、5年に1度の頻度で、伊勢の猿田彦神社を訪れている。構成員は十名から十数名であり、第2次世界大戦直後まで、家具屋・洋服屋・屋根屋・下駄屋といった職人がその大半を占めていた。最近では、半分ほどがサラリーマンとなっており、同業的な意味合いが薄れてきている。

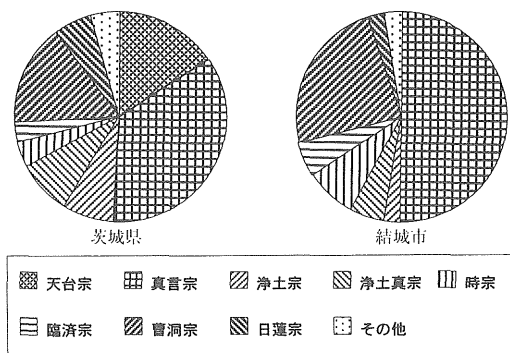
同業としてよりも、家ごとの行事としての性格が強くあらわれているのが恵比寿講である。これは、商家が旧暦の10月20日に自宅で恵比寿を祀り、奉公人や女中、さらに出入りの農家などに食事を振舞うという行事である。西の宮のS家では、恵比寿の掛軸を前に、鯛と生きている鮒が供えられ、煮染や煮物が高台の膳に給せられた。しかしながら、第2次世界大戦直後には、住み込みの奉公人はいなくなり、次第に各商家において恵比寿講は廃れていった。

本節で取り上げた講は、結城における職業的な講の一部にすぎない。しかし、この少数の例だけでも、職業を機縁とする宗教組織の中には、松尾講や恵比寿講のように、経営形態や生活様式の変化に伴って消滅する講がみられる。また猿田彦信徒会のように、職人の減少といった就業構成の変化に伴って、同業者講としての性格が変容する講もある。このように、時代による産業の変化に講の活動が大きな影響を受けてきたことが理解できる。

V 現代における宗教組織とその変容

V-1 宗教施設の分布

第8図は、茨城県及び結城市内における仏教寺院の宗派別分布状況を示したものである³⁶⁾。茨城県には1989年現在、1281の寺院が現存しているが、このうちの35%が真言宗系の寺院であり、ついで天台宗、曹洞宗の寺院が16%を占めている。



第 8 図 茨城県及び結城市における仏教宗派別分布率（1989年）
（茨城県総務部総務課（1989）より作成）

同年次の結城市内には、38の仏教系寺院が現存しており、これは県内の市町村では、つくば市、土浦市、水戸市について第4位にあたる数である。宗派別では、真言宗系の寺院が19と全体の半数を占めている。ついで曹洞宗が9寺院である。県内に多く分布している天台宗の寺院は、結城市内には分布していない。釈迦堂、大輪寺、光福寺など真言宗の有力寺院は、古代・中世以来の歴史を有し、戦国期においても多数の僧侶を抱え、活況を呈していた³⁷⁾。曹洞宗も同様に、戦国期を通じて、結城氏や山川氏の保護を受けて発展した³⁸⁾。近世になると、真言宗や曹洞宗の有力寺院は小寺庵を建立し、住職退院者や弟子を住まわせるなどして、多数の末寺や多くの檀家を獲得していったと言われている³⁹⁾。

第Ⅱ章でも検討したように、宗教施設は、町内において景観の有力な構成要素を占めている（第1表及び第2図）。各町内には地藏堂や薬師堂、観音堂といった堂社があり、前章で述べたように、このような堂社は、近世より人々の生活と深くかわり、町単位で日待が行なわれていた。これらの日待は、次節に述べるように現在でも引き継がれている。また各町会の境界部には、愛宕神社の神札の納札所が建てられている（写真1）。これは、茨城県の岩間町にある愛宕山神社へ代参し、火防祈願の神札を祀る。代参の人数や時期は町会によって異なるが、例えば永横町や肝入町では、1



写真1 愛宕札納札所（石町）（1994年5月撮影）

月に2～3人で代参している。これらの宗教施設の多くは、近世以前に成立し、様々な変遷を経つつも、現代に至るまで存続してきたものである。しかもこれらの宗教施設は、単なる景観の一要素ではなく、人々によって祭祀が行なわれ、現代でも町の人々の生活空間の一部を占めている。

V-2 西の宮町における町内の行事と祭礼

1) 町内全体を単位とする宗教組織

第Ⅲ章でも述べたように、西の宮町内の行事は、町内会長以下の役員および、評議員のうち当該年度の年番を中心に運営が行なわれている。第4表は、1970年及び1994年における、西の宮町内の行事録である。本表からわかるように、西の宮の町内会行事の中心は、住吉神社及び健田須賀神社の祭礼である。また西の宮の町内には公民館はなく、住吉神社の拝殿が町内会の会合に用いられている。両年時を比較すると、1970年度には、住吉神社の本殿改修工事が行なわれた関係で、各種会合の回数はかなり異なっている。しかしながら、役員の人事、予算決算等会合を除けば、町内会の運営は、健田須賀神社、住吉神社両社の祭礼に合わせて行なわれていることがわかる。

a) 健田須賀神社

町内で行なわれる行事・祭礼の中で最大のものは、毎年7月中旬の金、土、日曜日に行なわれる祇園祭である。祇園祭は健田須賀神社の祭礼であ

第4表 西の宮町内会の活動記録（1970、1994年）

1970年	会合場所	種別	活 動 内 容
4月6日	住吉社	評 ¹⁾	役員総改選、前年度決算報告
4月9日	東洋軒	役 ²⁾	新旧常任委員事務引継
4月12日	住吉社	評	予算案審議、住吉神社本殿屋根修理について、住吉神社設備（便所、賽銭箱）概算について、旅行積立金について、住吉神社社会計報告
4月16日			消火器液体の交換を完了
4月29日			町会員の手術見舞
4月30日			賽銭箱の見積
5月13日	住吉社	特 ³⁾	第1回住吉神社本殿改修実行委員会（以下実行委と記す）
5月27日	住吉社	評	住吉神社本殿改修について、夏祭りの衣装について
6月23日	住吉社	評	住吉神社本殿改修費寄付額について
7月2日	住吉社	特	組長及び実行委、本殿修理の趣旨を説明
7月9日	住吉社	評	夏祭りについて、子ども神輿について
7月15日		評	健田須賀神社御神体 渡御
7月22日		評	健田須賀神社御神体 帰還
7月23日	東洋軒	評	慰労会
8月4日			町会員死去につき香典
9月2日	住吉社	特	実行委、寄付状況報告、工事以来について、住吉神社の山林境界の問題
9月16日	住吉社	評	寄付状況報告
9月22日	住吉社	特	実行委、工事費用見積店の決定
9月23日		特	実行委、工事費用見積店の視察
9月30日	住吉社	特	実行委、本殿屋根見積について
10月6日	住吉社	評	住吉神社本堂修理費について
10月9日	住吉社	特	工事業者と契約（1）、住吉神社並びに大神宮社の総代改選
10月24日		特	工事業者と契約（2）
10月27日		役	住吉神社遷宮式
11月1日			西友会（北部商店会）対抗野球優勝
11月17日		役	（旧10/24）住吉神社例祭
11月17日			町会員の手術見舞
1月7日	東洋軒	評	新年会
1月21日	住吉社	特	実行委、工事の進捗状況について（1）
2月8日	住吉社	特	実行委、工事の進捗状況について（2）
2月12日	住吉社	特	実行委、工事の進捗状況について（3）
3月12日			（旧2/15）住吉神社太々神楽執行
1994年	会合場所	種別	活 動 内 容
4月29日			住吉神社春季大祭（旧太々神楽）
6月12日	住吉社	評	前年度までの会計状況について、町費改正について
7月9日	住吉社	評	夏祭りについて
7月17日		評	健田須賀神社御神体 渡御
7月24日		評	健田須賀神社御神体 還御
7月25日	東洋軒	評	慰労会
11月19日	住吉社	評	町会費改正報告、住吉神社山林伐採状況報告、住吉祭（例祭）準備相談、賽銭箱修理状況報告、消防団へのお礼について
11月23日			住吉神社秋季大祭（例祭）
12月28日	住吉社	評	年越し、元旦祭の件について
1月1日			元旦祭
1月4日	東洋軒	評	新年会

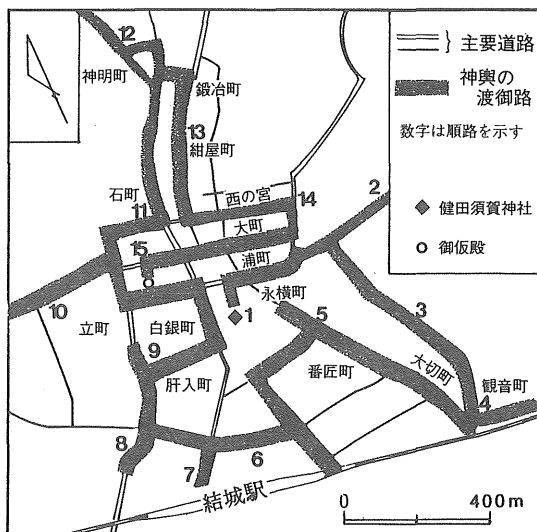
¹⁾評議会、²⁾役員会、³⁾特別委員会をそれぞれ指す。

（西の宮町年番所蔵「西の宮町内会議事録」（1970年、1994年）により作成）

り、結城町全体の祭りである。祇園祭は、天王祭りとも呼ばれ、都市で行なわれる夏祭りの中で代表的な祭りであり、疫病他の災厄除けの祈りがこめられた祭りである。

第2次世界大戦後、市民生活は大きな変革期を迎えたが、祇園祭の形態にも市民生活の変化を看取することができる⁴⁰⁾。戦後から1950年頃までの活況期、1973年の健田須賀神社奉賛会成立までの衰退期、1973年以降の再編期の3期に時代区分することができる。敗戦直後は、社会の混乱はあったものの、それまでの抑圧状態から解放されて、人々が祭りに参加しようとする熱意のある時代であった。人出は戦前を上回り、旧結城城下だけでなく、市内他地区や小山市の絹、桑地区からも多数の見物人が集まった。1950年を過ぎると、それまで町内の中心で、祭礼の担い手であった商家に代わって、サラリーマンの世帯が増加し、神輿の担ぎ手にも困難をきたす状況となった。1960年代になると、こうした傾向には一層拍車がかかり、神輿途御はいよいよ困難となった。祭礼の期間⁴¹⁾は変更されたが、祭礼は景観的にも、また宗教儀礼的としても衰退を余儀なくされたといえる⁴²⁾。こうした祇園祭の衰退に対して、商店会や商工会議所、工場協会などの協賛を得て、1973年に健田須賀神社奉賛会が組織された。これは財政面で市および市内各戸からの寄付金を募り、祇園祭を結城市全体の祭りとして支えていこうという試みである。これに合わせて、祭礼日も7月の第2日曜日～第3日曜日へと市民の生活にあわせて再変更された。これらの努力によって、神輿は1995年現在、第9図に示すように、氏子地域にあたる旧結城町内を巡幸し、町全体の祭礼としての機能を持たせるようになった。

西の宮の町内会では、1994年度の祇園祭に約30万円の祭礼費を支出した。健田須賀神社への氏子崇敬費が約3万円、祭礼の負担金が約12万円である。これらは、戸数割りで氏子地域である各町が負担する。残りの約15万円は飲食費が大半で、祭礼の時に着用する浴衣や草履の更新に用いられる。西の宮の町内会は、1955年に子供神輿を購入



第9図 健田須賀神社祇園祭における神輿途御順路図(1994年)
(健田須賀神社社務所資料より作成)

し、町内の子供たちが神輿を担いでいたが、1989年を最後に神輿は担がれていない。これは神輿の担ぎ手である子供の数が減少したことに起因している。こうした祭りの変容は、西の宮町に限ってみられる現象ではない。1980年頃までは、祭礼の当日はメインストリート歩行者天国とし、地元商店会が大売り出しを行なうなどして、結城町内の商業活動や消費者行動の活性化に寄与していた。しかしながら、現在の祭礼は年行事として継続されているという以上の積極的な意義は小さくなっており、町全体として新しい祭りの創出が模索される時期が来ているともいえよう。

b) 住吉神社

住吉神社は西の宮の産土神であると同時に、結城地区北部の他町会(鍛冶町、紺屋町、石町、神明町)を含む総鎮守である。ただし祭礼の運営は、西の宮の年番が中心になって行なっている。住吉神社は1734年(享保19)の結城町絵図(第2図)に記載されており、明治期では、境内にあった神宮寺が別当寺であった。住吉神社には、高倚神社⁴³⁾と松尾神社が合祀されており、また境内には大神宮が祀られている。

住吉社の主祭礼は4月29日の「お神楽太々」と、11月23日の「住吉祭り」である。お神楽太々の行なわれる時期は、住吉社の境内に植樹されている八重桜が見頃になる時期でもある。例年八重桜まつりとして親しまれており、境内には出店が立ち並び、町内会の人々を始め多くの参拝者で賑わう。祭礼の当日は、結城市山川地区から呼ばれた巫女が神楽を社殿にて奉納する。神楽奉納の儀が終了すると、境内にて餅まきが行なわれる。また紅白の餅が、祭礼終了後に西の宮の各戸に配られる。秋の住吉祭りでは、健田須賀神社の宮司が祝詞をあげる。西の宮の年番と、住吉社を鎮守として祀る各町の町会長が参加する。この他に、住吉社で行なわれる西の宮町の行事は元旦祭である。元日の午前0時から行なわれる元朝参りでは、甘酒が初参りをする参詣者にふるまわれる。2月の節分の行事は、1980年代までは、豆まきやバザーといった催しが行なわれていたが、現在ではお宮を開けるのみとなっている。各祭礼の終了後、慰労会を兼ね、町内の飲食店で直会が行なわれる。

住吉神社の経費は、氏子崇敬費として町内各戸から徴収されるのではなく、崇敬者からの奉納金と賽銭を中心にして賄われている。奉納金は、太々神楽、住吉祭の両祭礼時を中心に全収入（繰越金を除く）の53%を占めている。賽銭による収入は年間に約9～10万円である。また住吉神社の北部にあたる結城市栄町に神社所有の山林がある。農地解放以前には、この他に田畑を有していたが、現在ではない。神社の維持管理は、西の宮町内の有志が行なっている。具体的には、年4回（4、7、10、12月の日曜日）の境内にある池の清掃、毎年7月、祇園祭の直前の日曜日に行なわれる雑草除去作業、及び桜の木の消毒などがあげられる。

また境内の空地には、約20台分の駐車場スペースが設けられ、そこから賃貸収入を得ている。契約者の多くは西の宮の住民であり、1ヶ月あたり、3,000円の賃貸料金である。ただし、駐車場経営で得られた収入は、宗教活動外のものであり、法人税、地方税等、約30%の課税がなされている。この駐車場の賃貸から得られる収益は、神社の本

殿その他の修理費用や、清掃、除草費用、あるいは西の宮町内会の会計に組み込まれ、祇園祭への奉納金としても用いられている。

お神楽太々と住吉祭りは、本来は春祭りと秋祭りであり、旧暦の2月15日、10月24日にそれぞれ行なわれていた。しかし1970年代頃からは、就業構造の変化に伴う住民の生活様式の変容もあり、1978年から現行の日程で祭礼が行なわれている。この祭りの変容は日程だけにみられるものではない。祭礼への参加地域もまた変化している。1950年代までは、小山市高倚地区の人々も祭礼に参加していたが、現在では参加していない。これに対して、結城市北部地域の町会が祭礼に参加するようになったのは、1960年代になってからのことである。北部商店会は、西の宮町、石町、鍛冶町、神明町、紺屋町の5地区を単位として、1959年に組織された。北部商店会の初代会長は、西の宮の町会の運営に長年尽力してきたM氏であり、石町、鍛冶町、神明町、紺屋町の各町会長が住吉神社の祭礼に参加するようになったのは、この北部商店会の結成を機縁とするところが大きい。住民の意識においては、住吉神社は西の宮の産土社であるという意識が強く、神社の維持・管理も西の宮の住民の手によって行なわれている。しかし春の祭礼が、八重桜祭りという形で現代風に変容している例をとるまでもなく、生活様式の変容は祭礼の時期及び担い手に大きな影響を与えていることがわかる。

2) 西の宮上町を単位とする宗教組織

薬師堂では、年に2回、西の宮上町（第5図）の住民を中心として祭祀が行なわれている。現在では、祭礼日は新暦の2月14日と8月10日である。当日は光福寺の住職が来て、薬師堂内で護摩法要を行なう。薬師様は眼病に効くとされ、1960年頃には、祭礼の当日に露店商が店を連ねるほどのにぎわいであったといわれている。薬師堂は、西の宮上町の女性たちが中心になって維持・管理が行なわれており、年に2回の清掃活動がある。薬師堂の維持・修復費として、境内の土地を駐車場として賃貸しており、そこで得られた収入を運用し

ている。また祭礼の当日には、西の宮上町の住民から1戸あたり1,000～5,000円の寄付金を集めている。

3) 西の宮下町を単位とする宗教組織

愛宕神社の氏子地域は、西の宮、石町、そして大町の一部(3軒)である。しかし神社の維持・管理は、西の宮下町(第5図)で行ない、氏子役員は全員西の宮下町の住民である。祭礼は現在年1回であり、8月24日に執り行なわれる。祭礼当日は氏子役員8名が出席し、健田須賀神社の神主が、愛宕神社拝殿で祝詞をあげる。世話人は氏子地域の各世帯に対し、翌25日に愛宕神社の神札を配布する。

愛宕神社は火防の神として信仰されている。石町では、町内を単位として愛宕講が組織されており、各世帯とは別に町内で神札を受け、町内の境界部の辻に神札を奉納し、町内安全の守護祈願としている。現在では年1回の祭礼および神札の授与を除けば、特別な宗教行事はない。氏子役員が年2回、西の宮下町の氏子全員で年1回(祇園祭の直前の日曜日)境内の清掃作業に従事する程度である。

氏子崇敬者から徴収する年間の灯明料は約4万円であり、賽銭収入が約1万円になる。また1975年頃から、境内地の一部を駐車場として賃貸している。10台分の駐車スペースがあり、賃貸料金は1ヶ月に3,000円である。駐車場の賃貸者は西の宮下町の住民が中心である。これらの収入は、祭礼の時の神主(健田須賀神社の神主が兼務)への謝礼及び祭礼終了後の直会に使われるほか、社殿の修復の経費としても当てられる。辻札や守護札として配布される愛宕神社の神札の作成は、下妻市にある普門寺に委託している。

愛宕神社の祭礼も、第2次世界大戦後の1950年頃までは大変賑やかであった。当日は神社の境内で、ほおづき市が催され、西の宮町内には露店商が立ち並び、夜になると灯籠のイルミネーションが町内を飾っていたという。第2次大戦以降、祭礼も簡素化され、信仰圏も狭域化しているが、現在でも町内にある御利益神としての機能を有して

いるといえる。

VI おわりに

城下町結城は、近世中期頃まで結城十人衆と呼ばれた有力町人が、それぞれ町名主となって指導的役割を果たしていた。結城の総鎮守は牛頭天王社であり、その祭礼もまた結城十人衆を中心に執り行なわれた。このことから、町政とその自治組織については史料上不明な点が多いが、結城十人衆が城下町結城の経済と社会を動かしていたことは明らかであると考えられる。一方、結城町内の各町には各町の鎮守として堂社が祭られ、これらの堂社は各町内部の社会集団を結びつける紐帯として機能していた。今もなお町内会という社会集団の拠り所となっており、大町の毘沙門堂や西の宮町の薬師堂はこの典型である。

しかし、近世中期には北関東で農村荒廃が起こり、結城町の経済にも少なからず影響を与えた。この頃から近江商人の進出がみられ、町の有力商人の交代が起こったと考えられる。近世中期から明治前期まで、茨城県南部・西部では近江商人の進出がみられ、彼らは主に酒造業を営んだ。結城町においても例外ではなく、近江商人は酒造業によって富を蓄え、町内の自治組織にも中心的役割を果たすようになった。このことは、1870年牛頭天王社に健田神社が合祀され健田須賀神社になると、近江商人が健田須賀神社の祭礼にも主導的役割を担ったことから明らかである。すなわち、結城町の近世初期からの社会集団は、近世後期になって再編成が進行したものと推測されよう。

また、近世中期以降には、町という地縁的な地域集団のほかに、遠隔地への参拝講の隆盛がみられ、職業的なつながりをもとにした社会集団も成立した。さらに、町の堂社が町内の人々の信仰だけではなく、より広い範囲の人々の信仰の対象となったものも生まれた。こうした明治中期頃までにみられた現象は、個々人からみれば、複数の信仰集団に加入する契機が増加し、社会集団の構成と信仰の分離がより進んだとみることでもある。

その後、町を単位とした社会集団は、全戸加入

を原則とする町内会という自治組織へと改編された。しかし、全戸加入は原則であって、実際には浦町の明治・大正期の事例のように一定の町費を納める家々のみに役員の選挙権・被選挙権が与えられていた。町内会は、昭和初期に納税組合としての機能が付加され、第2次世界大戦中の常会を経て、現行のような町内会組織へと移行した。現行の町内会は全戸が加入し、その選挙に基づいて評議員が選出される。さらに評議員の互選により役員が決定されるが、その際近世以来の町内の上・中・下町といった地区割りが重視され、偏重がないよう配慮されるのが一般的である。この結果、町内会の役員は依然として町内の旧家から選出される事例が多く、農村部にみられる役員の持ち回りではないことが、城下町に起源を有する結城町の一つの特色であるといえよう。

さらに、現在でも町内会費は一律ではなく、家

格によって決められており、会費の高低はそのまま町内会への参与意識の差異を作り出している。この善し悪しはともかくとして、町内会の運営が旧家を中心としているがために、町内会が単なる行政組織の末端ではなく、町内会の主たる機能が祭礼への参加と運営に置かれている一因と考えられる。この結果、町内会は町内の堂社の維持・管理をなすとともに、健田須賀神社の祇園祭を支える基盤を提供している。もちろん、高度経済成長期には町内会のみでは祇園祭を支えることはできず、結城市あげての祭礼への取り組みがなされた。この現象はいずれの都市でもみられるが、このような都市商業の振興を目的とした祭礼はその意義を失いつつあり、結城町でも新たな都市祭礼のあり方を模索しなければならない時期に達したといえるであろう。

本稿を作成するにあたり、結城市役所、結城市公民館には、貴重な資料を提供して戴きました。とくに、木暮昭寛、斎藤伸明の両氏には、格別のご配慮を賜りました。また、西の宮、石町両町内会をはじめとする結城市のみならずからは、現地調査の際、多大なる御協力を戴きました。記して感謝申し上げます。なお本研究の一部には、平成7年度筑波大学学内プロジェクト奨励研究「鬼怒川流域の文化生態」（代表者、中川正）及び平成7年度文部省科学技術研究費補助金（特別研究員奨励費1190、松井圭介）を用いた。

[注および参考文献]

- 1) 結城市史編さん委員会編（1982）：『結城市史 第1巻 古代中世史料編』結城市，157，「結城氏新法度」。
- 2) 市村高男（1994）：『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版，487。
- 3) 結城市史編さん委員会編（1983）：『結城市史 第5巻 近世通史編』結城市，245。
- 4) 前掲3），43。
- 5) 前掲1），212～213，「結城政朝所領宛行状」。
- 6) 木暮昭寛氏のご教示による。
- 7) 称名寺の赤荻家墓地には天正12年・元和6年の年記をもつ宝篋印塔がある。妙国寺の早見家墓地には寛永3年・寛永6年の年記をもつものをはじめ多数の宝篋印塔が存在する。弘経寺の中里家墓地や塚原家墓地にも同様に近世初期の宝篋印塔が複数存在する。
- 8) 前掲2），495～496。
- 9) 渡邊平次郎（1993）：『現代語訳 結城御代記 上』結城市文化協会，123，「結城町の図」。
- 10) 前掲3），61～62。
- 11) 赤荻和弥家文書，「下野国結城郡本郷御検地水帳写」（1637年（寛永14））。
- 12) 赤荻和弥家文書，「下総州結城絵図」（1734年（享保19））。
- 13) 結城市史編さん委員会編（1979）：『結城市史 第2巻 近世史料編』結城市，271～285，「結城町明細帳之控」。

- 14) 第Ⅴ章1節を参照のこと。
- 15) 前掲13)。
- 16) 宮田昇家文書,「御用留」(1829年(文政12))。
- 17) 滋賀県蒲生郡役所(1922):『近世蒲生郡志 巻5』蒲生郡,883。
- 18) 小西三吉家文書,「乍恐以書附奉申上候」(1820年(文政3))。
- 19) 前掲3),443ページ。
- 20) 結城市史編さん委員会編(1978):『結城市史 第3巻 近現代史料編』結城市,354,「結城町商況」。
- 21) とくに,別室のある家は,結城町内で浦町が最も多く,このことは経済力を有する家が多数存在していたことを示している。結城市公民館所蔵文書,「明治四拾年八月家屋調」には,1907年(明治40)に,陸軍大演習時に兵隊を宿泊させることが可能な家が記載されている。
- 22) この規約はあくまで結城町の中心に位置し,有力な町人が多く居住した浦町のものであり,他の全ての町に妥当するものではないことに留意する必要がある。実際には,周辺地区では浦町とは多少異なる形態をとる自治組織があったと予想され,玉野和志(1993):『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社,83-130。では三重県松阪市の例をあげ,中心地区と周辺地区で,明治期以降の自治組織の展開に違いがあったと指摘されている。そうした自治組織の地区による違いは,現在の町内会などの組織のあり方にも何らかの差異をもたらしていると思われる。
- 23) 前掲13)を参照。以下,祭・日待の日についても同じ。
- 24) 赤荻和弥家文書,「神輿新設寄附連名帳」(1891年(明治24))。
- 25) 結城市史編さん委員会編(1982):『結城市史 第6巻 近現代通史編』結城市,393。
- 26) 釈迦堂のものは浦町中の造立である。安穩寺のものも,同じ場所の他の石造物から,石町の人々が造立した可能性がある。
- 27) 近世の石造物9基のうち,この時期に6基が造立されている。
- 28) 宮田家文書,「御用留」(1734年(享保19))。
- 29) 1902年(明治35)の神明町・鍛冶町の大火がこれにあたるとも考えられる。前掲25),146。
- 30) 愛宕神社拝殿内の奉納額による。
- 31) 結城における造酒屋のひとつである小西家は,1871年(明治4)に三峰山へ寄進しており,結城平和講結成以前にも,結城に三峰山への信仰が広まっていたと思われる。小西家文書,「勝手帳」(1871年(明治4))。
- 32) 前掲13)に大町に伊勢屋敷があったことが記されている。また,前掲13),663~671。の「常光寺年中行事早弁録」の中で,年末に伊勢のお祓いが訪れると記されている。
- 33) 結城市公民館所蔵文書,「松尾講」(1747年(延享4))。なお,第7図に示したごとく他所の酒造業者から金を集めたのは「辰年」のことであり,辰年にあたる1748年(寛延元)のことと推定した。
- 34) 前掲24)に同じ。
- 35) 以前は猿田彦の履いた下駄などを古峰神社に奉納していた。なお現在では別の場所への旅行に切り替えられている。
- 36) 茨城県総務部総務課(1989):『茨城県宗教法人名簿』茨城県,209ページ。
- 37) 前掲3),534~536。
- 38) 結城市史編さん委員会編(1983):『結城市史 第4巻 古代中世通史編』結城市,485。
- 39) 前掲3),536。
- 40) この部分の記述は,前掲25),889~892を参照のこと。
- 41) 旧暦の6月11日~18日までという祭礼の期間を,新暦の7月15日~22日とした。
- 42) 神輿を先導する高張提灯の減少が顕著となり,街角に道路を挟んで立てる禍除けの注連縄が,交通妨害になるとして取り払われたり,大町下町の道路上におかれた「お仮屋」も道路脇に変更された。
- 43) 高崎神社は,元々小山市高崎地区にあったとされる。当社は現在でも高崎地区にある。延喜式式内社であり,調理の神,鯉の明神様として有名である。氏子は鯉食を禁忌とし,節句の際にも鯉のぼりをあげない。